

令和6年8月28日
総務部契約検査課

解体工事に係る最低制限価格について

解体工事の入札に係る最低制限価格の算定方法について、**令和6年9月1日**に下記のとおり改正します。同日以降に入札公告等を行う建設工事から適用となります。なお、解体工事以外の工事については変更ありません。

最低制限価格の算定方法

(旧) 令和6年8月まで	(新) 令和6年9月から
最低制限価格は、次に掲げる額の合計額 (1) 直接工事費の額×97% (2) 共通仮設費の額×90% (3) 現場管理費相当額×90% (4) 一般管理費相当額×70%	【解体工事以外】 変更なし（左記の算定方法） 【解体工事】 (1) 直接工事費の額× 90% (2) 共通仮設費の額×90% (3) 現場管理費相当額×90% (4) 一般管理費相当額×70%

※最低制限価格の要綱は下記から確認できます。

大館市ホームページ内「事業者情報」→「大館市契約検査課」→「入札・契約制度」
→「大館市要綱集」→「大館市建設工事最低制限価格制度実施要綱」